

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長（②食品企業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 19） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税 16）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 19） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。 <p>《関係条項》</p> <p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第10条の5の3 ・租税特別措置法施行令 第5条の6の3 ・租税特別措置法施行規則 第5条の11 <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第42条の12の4、第52条の2 旧第68条の15（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行） ・租税特別措置法施行令 第27条の12の4、第30条 ・租税特別措置法施行規則 第20条の9
5	担当部局		農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成29年3月末までの適用期間の延長）

			<p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p>
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等 (食品企業者を含む。以下同じ。) の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条 (自己資本の充実) では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和 6 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p>

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

10 有効性等

① 適用数

【適用数】

単位：件

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
特別償却	17,325	15,742	15,742	15,742	15,742	15,742
税額控除	8,834	7,337	7,337	7,337	7,337	7,337

※ 中小企業庁 事業環境部 財務課調べ。

※ 令和元年度から令和2年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）より。

※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書がまだ公表されていないことから、見込みと同様に推定した。

※ 令和4年度～6年度の適用数は、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けて算出した。

※ 令和5年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。

<平均伸び率の算出>

単位：%

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	平均
伸び率	17.5	18.1	17.5	16.2	
前年比		0.7	-0.6	-0.1	-0.0

※ 端数は四捨五入。

② 適用額

【適用額】

単位：件

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
特別償却	5,685	4,742	4,742	4,742	4,742	4,742
税額控除	139	96	96	96	96	96

※ 中小企業庁 事業環境部 財務課調べ。

※ 令和元年度から令和2年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調

査の結果に関する報告書（第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）より。

※ 令和 3 年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書がまだ公表されていないことから、見込みと同様に推定した。

※ 令和 4 年度～6 年度の適用額は、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和 3 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0% (10①の適用数欄に記載)。今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けて算出した。

※ 令和 5 年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。

③ 減収額

【減収額】
[特別償却]

単位：億円

	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)
法人税	836	672	672	672	精査中	精査中
法人住民税	108	47	47	47	精査中	精査中
法人事業税	546	453	453	453	精査中	精査中
計	1,490	1,172	1,172	1,172	精査中	精査中

[税額控除]

単位：億円

	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)
法人税	139	96	96	96	精査中	精査中
法人住民税	18	7	7	7	精査中	精査中
法人事業税	—	—	—	—	精査中	精査中
計	157	103	103	103	精査中	精査中

※ 中小企業庁 事業環境部 財務課調べ。

※ 令和元年度から令和 2 年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）より。

※ 令和 3 年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書がまだ公表されていないことから、見込みと同様に推定した。

※ 令和 4 年度～6 年度の適用額は、独立行政法人中小企業基盤整備機

			<p>構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%(10①の適用数欄に記載)。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けて算出した。</p>																																																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少、令和3年度もほぼ横ばい状態であり、今後も、新型コロナウイルス感染症や円安・資源高等によりコストプッシュ・インフレ下で、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">(兆円) 設備投資額の推移 (年間)</p> <table border="1"> <caption>設備投資額の推移 (年間) (兆円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>26.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	26.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業	中小企業																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
2007	39.0	14.3																																																				
2008	37.0	12.9																																																				
2009	30.0	9.1																																																				
2010	25.0	9.6																																																				
2011	25.0	9.4																																																				
2012	26.0	9.2																																																				
2013	25.0	9.0																																																				
2014	26.0	9.8																																																				
2015	28.0	10.7																																																				
2016	29.0	11.3																																																				
2017	30.0	11.4																																																				
2018	32.0	11.2																																																				
2019	34.0	11.4																																																				
2020	33.0	10.7																																																				
2021	30.0	10.8																																																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>																																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>																																																			

			<p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業者等の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年5～9月

中小企業経営強化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和元年 17.5%

令和2年 18.1%（前年比 0.7%ポイント） ※四捨五入の関係で一致しない

令和3年 17.5%（前年比 -0.6%ポイント）

令和4年 16.2%（前年比 -0.1%ポイント） 平均 -0.0%ポイント

(2) (1) を踏まえ令和2年度と同様の実績を見込み、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成29年度（実績） 14,143件 619億円（特償550億円、税控69億円）

平成30年度（実績） 26,469件 1,063億円（特償922億円、税控141億円）

令和元年度（実績） 26,159件 975億円（特償836億円、税控139億円）

令和2年度（実績） 23,079件 768億円（特償672億円、税控96億円）

令和3年度 23,079件 768億円（特償672億円、税控96億円）

令和4年度 23,079件 768億円（特償672億円、税控96億円）

令和5年度 23,079件 768億円（特償672億円、税控96億円）

令和6年度 23,079件 768億円（特償672億円、税控96億円）

(3) 新型コロナ禍や円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中で、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置による減収見込額。

精査中

2. 地方税減収見込額

（億円）

	29	30	元	2	3	4	5	6
法人住民税	80	137	126	54	54	54	精査中	精査中
（特償）	71	119	108	47	47	47	精査中	精査中
（税控）	9	18	18	7	7	47	精査中	精査中
法人事業税 （特別法人事業税を含む） ※特償のみ	325	584	546	453	453	453	精査中	精査中

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(令和元年度以前) 国税減収見込額 × 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(令和2年度以降) 国税減収見込額 × 0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成29年度 (実績)	80 億円	(619 億円 × 0.129)	(特償 71 億円、税控 9 億円)
平成30年度 (実績)	137 億円	(1,063 億円 × 0.129)	(特償 119 億円、税控 18 億円)
令和元年度 (実績)	126 億円	(975 億円 × 0.129)	(特償 108 億円、税控 18 億円)
令和2年度 (実績)	54 億円	(768 億円 × 0.07)	(特償 47 億円、税控 7 億円)
令和3年度	54 億円	(768 億円 × 0.07)	(特償 47 億円、税控 7 億円)
令和4年度	54 億円	(768 億円 × 0.07)	(特償 47 億円、税控 7 億円)
令和5年度			精査中
令和6年度			精査中

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(令和元年度以前)

特別償却による所得減少見込額 × 0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(令和2年度以降)

特別償却による所得減少見込額 × 0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成29年度 (実績)	227 億円	(3,388 億円 × 1 × 0.067)
平成30年度 (実績)	408 億円	(6,083 億円 × 1 × 0.067)
令和元年度 (実績)	381 億円	(5,685 億円 × 1 × 0.067)
令和2年度 (実績)	331 億円	(4,742 億円 × 1 × 0.07)
令和3年度	331 億円	(4,742 億円 × 1 × 0.07)
令和4年度	331 億円	(4,742 億円 × 1 × 0.07)
令和5年度		精査中
令和6年度		精査中

(令和元年度以前)

法人事業税の減収見込額 × 0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(令和2年度以降)

法人事業税の減収見込額 × 0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成29年度 (実績)	98 億円	(227 億円 × 0.432)
平成30年度 (実績)	176 億円	(408 億円 × 0.432)
令和元年度 (実績)	165 億円	(381 億円 × 0.432)
令和2年度 (実績)	122 億円	(331 億円 × 0.37)
令和3年度	122 億円	(331 億円 × 0.37)
令和4年度	122 億円	(331 億円 × 0.37)
令和5年度		精査中
令和6年度		精査中

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上